**さいたま市告示第１７２８号**

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定に基づき公告します。

令和８年１１月１２日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　届出の概要

⑴ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名　　称　桝徳ビル

所　在　地　さいたま市北区宮原町二丁目８８番地３　外

⑵ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称　株式会社桝徳

代　表　者　代表取締役　星野　敏之

住　　所　さいたま市大宮区堀の内町一丁目６９７番地

⑶ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（ア） 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

| 位置 | 収容台数 |
|---|---|
| 平面駐車場 | ２６台 |
| 屋上平面駐車場 | ７２台 |
| 計 | ９８台 |

（変更前）

| 位置 | 収容台数 |
|---|---|
| 平面駐車場 | ２６台 |
| 屋上平面駐車場 | ８台 |
| 計 | ３４台 |

※全体収容台数７８台（届出台数３４台、従業員用４４台）

（イ）駐輪場の位置御及び収容台数

（変更前）

| 位置 | 収容台数 |
|---|---|
| 駐輪場① | １０台 |
| 駐車場② | １２台 |
| 駐輪場③ | ３８台 |
| 計 | ６０台 |

（変更前）

| 位置 | 収容台数 |
|---|---|
| 駐輪場① | １０台（※） |
| 駐車場② | １２台 |
| 駐輪場③ | ３８台 |
| 計 | ６０台 |

※駐輪場①の位置変更（収容台数は変更なし）

（ウ）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）

| 位置 | 容量 |
|---|---|
| 廃棄物保管施設 | ２１㎡ |
| 計 | ２１㎡ |

（変更後）

| 位置 | 容量 |
|---|---|
| 廃棄物保管施設① | ６㎡ |
| 廃棄物保管施設① | １５㎡ |
| 計 | ２１㎡ |

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（エ）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---|---|---|
| 株式会社与野フードセンター | 午前９時 | 午後１１時 |
| 吉岡　清一 | 午前９時 | 午後１１時 |

（変更後）

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---|---|---|
| 株式会社与野フードセンター | ２４時間 | |
| 吉岡　清一 | ２４時間 | |

（オ）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

| 駐車場 | 利用可能時間帯 |
|---|---|
| 平面駐車場 | 午前８時４５分～午後１１時１５分 |
| 屋上平面駐車場 | 午前８時４５分～午後１１時１５分 |

（変更後）

| 駐車場 | 利用可能時間帯 |
|---|---|
| 平面駐車場 | ２４時間 |
| 屋上平面駐車場 | ２４時間 |

⑷　変更の年月日

（ア）～（ウ）令和８年１０月３０日

（エ）、（オ）令和８年１２月１日

⑸　変更する理由

（ア）～（ウ）運用変更のため

（エ）、（オ）顧客の利便性向上のため

２　届出年月日

令和８年１０月２９日

３　届出及び添付書類の縦覧期間

令和８年１１月１２日から令和９年３月１２日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

４　届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p129903.html

５　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

⑴ 意見書の提出期間

令和８年１１月１２日から令和９年３月１２日まで。

⑵ 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号　３３０－９５８８

住所　さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号

電話　０４８（８２９）１３６４

FAX　０４８（８２９）１９４４